行政改革推進委員会提出資料
平成 26 年 2 月 13 日　　資料№1

糸魚川市第２次行政改革大綱（案）

（平成 23 年度～平成 28 年度）

平成２３年３月策定

平成２６年　月改定

糸魚川市

目　次

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　行政改革の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　行政改革の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（1）実施計画の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（2）大綱の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（3）今後の取組の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

4　当市を取り巻く課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（1）社会構造と市民ニーズの変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（2）地方分権の進展　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（3）厳しい財政状況（平成27年問題）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

5　行政改革の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

6　推進項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（1）効率と成果を重視した事務・事業の推進　・・・・・・・・・・・・・・　7
（2）効率的な公共施設の管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（3）中長期的な財政計画に基づく財政運営　・・・・・・・・・・・・・・・　8
（4）適正な定員管理と組織・機構の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・　9
（5）市民と行政の役割分担の再構築　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

7　行政改革の推進方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（1）計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（2）推進方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

8　取組体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

１　はじめに

糸魚川市総合計画に掲げる「翠の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」の実現を目標に、効率的な行財政運営の確保と行政の質の向上を目指し行政改革を推進するため、糸魚川市第２次行政改革大綱（平成 23 年度から平成 28 年度）を策定いたします。

２　行政改革の経過

当市は、市町合併の効果をより発揮し、新市発展の施策を着実に推進するため、平成１８年３月に「糸魚川市行政改革大綱」（重点推進期間：平成１８年度から平成２２年度までの５か年）を策定しました。

国は、平成１７年３月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、地方公共団体における一層の行政改革を推進してきました。これを受けて、全ての地方公共団体は、一斉に行政改革に取り組み、「民間委託等の推進」、「定員管理の適正化」、「給与の適正化」等の具体的な取組を明示する「集中改革プラン」を策定してきました。

そのような中で、当市は、行政改革大綱を集中改革プランとして位置付け、具体的な取組を図るため、毎年度向こう３か年の実施計画を策定し進捗管理してきました。

３　行政改革の検証

（１）実施計画の検証

①　推進状況

平成１８年度以降計上した実施計画の推進項目は９９項目で、平成２２年度時点では完了が５５項目、中止が３項目となり、約６割が完了しました。

	H18	H19・H20・H21			H22
	計上数	新規	完了	中止	計上数
１協働によるまちづくり	25	2	18		9
２成果を重視した行財政運営	52	3	27	3	25
３分権時代にふさわしい組織づくり	14	3	10		7
合　計	91	8	55	3	41

新規：実施計画に新たに計上し、その後、進行管理した取組

完了：計画をほぼ実施（達成）し、実施計画で進行管理を行う必要がないと判断した取組。実施計画に計上しないが、必要な改善等は、今後も継続していく。

中止：計画の実施（達成）に向けて調査・検討してきたが、実現できなかった取組や効果がないと判断した取組

②　達成度

実施計画期間全体を通しての達成度は、推進項目の約６割は達成又はほぼ達成したものの、約４割は取組は進んだが成果が不十分でした。

大綱の分野	A	B	C	D	中止	計
１協働によるまちづくり	4	11	12			27
２成果を重視した行財政運営	4	25	23		3	55
３分権時代にふさわしい組織づくり	1	14	2			17
合計	9	50	37	0	3	99

A：取組が進み成果が上がった。

B：ほぼ（８割方）、取組が進み成果が上がった。

C：取組は進んだが、成果は不十分であった。

D：取組・成果とも不十分であった。

（２）大綱の検証

行政改革大綱の分野別の主な成果と課題は、次のとおりです。

大綱の分野	主な成果	主な課題
１協働によるまちづくり	・各種制度や計画、事業により市民参画促進の基盤が整備されました。 ・市民の自主運営による事業が拡大しました。 ・広報紙やホームページ、懇談会やご意見直通便の充実により、市民の市政参加が促進されました。	・市民参画に向けた意識啓発 ・地元利用型施設の地元管理、各種団体の自主運営など市民と行政の役割分担
２成果を重視した行財政運営	・庁舎維持管理など保守管理業務の民間委託が進み、経費節減が進みました。 ・指定管理者制度の導入、福祉施設の民間譲渡などにより、将来的に効率化とサービス向上が可能となりました。 ・地理情報システムなどインターネットを活用した市民サービスが向上しました。 ・公共施設の使用料や下水道料金について、地域間の格差是正など適正化が図られました。	・PDCA サイクルによる事務・事業の見直し改善、成果の向上 ・効率的な公共施設の管理運営 ・中長期的な財政計画に基づく財政運営
３分権時代にふさわしい組織づくり	・市民ニーズに柔軟に対応できる組織機構、職員の応援体制を構築できました。 ・休日窓口受付や旅券の申請受付と交付など市民サービスが拡充しました。 ・定員適正化計画を上回る職員の削減が進み、人件費が減少しました。	・職員減少を踏まえた組織機構の見直し ・新たな定員適正化計画の策定 ・職員の意識改革、資質向上

（３）今後の取組の方向性

行政改革大綱等の検証の結果、今後の取組の方向性として、次の３点にまとめました。

① 国・地方とも行財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、当市においては、合併後１０年が経過する平成２７年度以降を見据えた行財政改革を推進する必要があります。

② 大綱の３つの柱は、総合計画の基本構想と合致したものであり、行財政改革の柱として引き続き取り組む課題です。

③ 市民からは、行財政改革の成果が見えない、スピードが遅いなどの意見があり、推進事項を絞り到達度や期限を定め取り組む必要があります。

4　当市を取り巻く課題

（1）社会構造と市民ニーズの変化

少子化と若者の流出による人口の減少、高齢化の急速な進行、市民のライフスタイルや価値観が多様化しています。

多様化、高度化する市民ニーズや新たな課題に対しては、市民と行政がお互いに情報を共有しながら、ともにまちづくりを担っていくことが必要となっています。

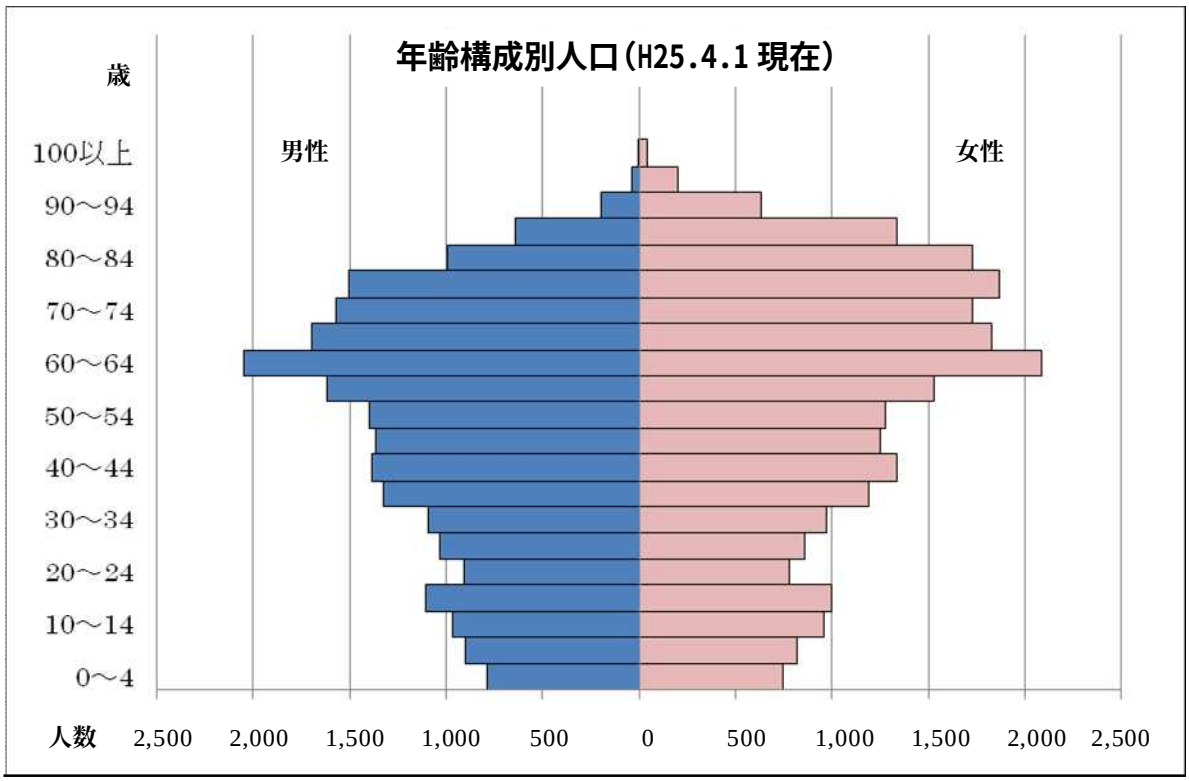

（外国人を含む）

年少人口（0～14 歳）	生産人口（15～64 歳）	老年人口（65 歳以上）	計
5,172 人（11.1%）	25,561 人（54.7%）	16,018 人（34.2%）	46,751 人

（2）地方分権の進展

市民に身近な行政サービスは、できるだけ市民に近い自治体が決定し、提供していこうという基本方向に基づいて地方分権が進められています。

地方分権に対応するためには、より市民に開かれた市政の推進とともに、自己決定、自己責任の原則に基づいた自律的な行政運営を推進することが必要となっています。

（3）厳しい財政状況（平成 27 年問題）

国及び地方公共団体とも、多額の借入金を抱えたまま厳しい財政状況が続いており、国ではリーマンショック後の経済危機以前の状況、平常モードへ切り替えを進める方針であることから、普通交付税や国庫補助金等の更なる削減も懸念されます。

また、平成 26 年度で合併にかかる特例期間が終了し、地方交付税は平成 27 年度から５年間で毎年度段階的に減額され、合併特例債は、発行期限が延長されたものの、発行限度額は従前どおりであり、財源確保が厳しくなります。

今後更に厳しい財政運営を迫られることを認識し、より一層効果的、効率的な行財政運営を推進することが必要となっています。

① 行政需要の増大

・学校をはじめ公共施設の大規模改修が続くとともに、橋りょうなどの改修が必要となります。

・防災行政無線のデジタル化や、清掃センターなどの大型公共施設の整備が続きます。

・超高齢社会を迎え、社会保障費や各種福祉関係費が増大します。

②一般財源の減少

・労働人口の減少により、市民税を中心とした市税が減収となります。

・人口減少に伴い、国勢調査人口を基礎とする地方交付税が減額となります。

・国の「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）により、、地方交付税や国庫支出金などの財源の減少が見込まれます。

【長期財政見通し（平成 25 年 12 月策定）】

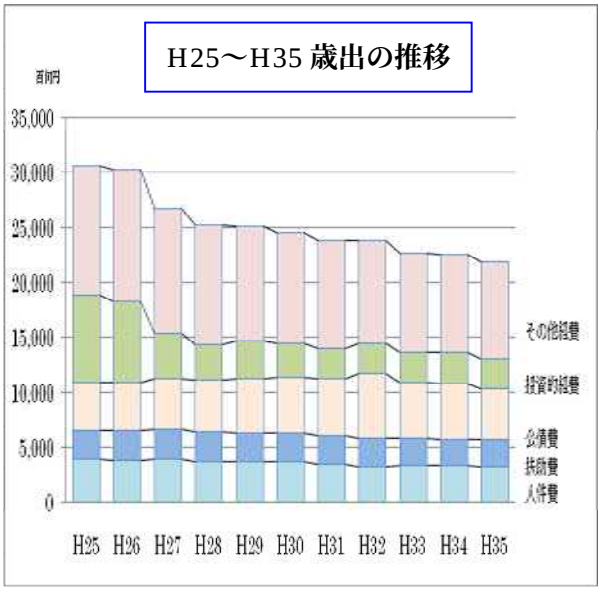

単位:百万円

年度		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
予算規模		30,620	29,926	26,579	25,121	25,063	24,125	23,440	23,724	22,462	22,229	21,565
うち主な歳入	市税	6,070	6,124	5,634	5,829	5,644	5,443	5,359	5,278	5,367	5,310	5,255
	地方交付税	9,700	9,700	9,565	8,610	8,600	8,540	8,130	8,000	7,500	8,650	7,450
	市債	4,486	4,135	2,951	2,774	2,551	1,844	1,916	2,552	1,884	1,742	1,457
うち主な歳出	人件費	3,910	3,840	3,930	3,690	3,665	3,676	3,431	3,288	3,318	3,334	3,278
	扶助費	2,633	2,616	2,626	2,626	2,626	2,627	2,574	2,512	2,420	2,387	2,352
	公債費	4,391	4,424	4,737	4,799	4,942	5,071	5,255	5,902	5,133	5,124	4,686
	投資的経費	7,926	7,341	4,067	3,201	3,364	3,049	2,723	2,715	2,700	2,687	2,646

③「27 年問題」と財政指標

・平成 26 年度で合併特例が終了となり、普通交付税の特例措置額が、平成 27 年度から５年間で毎年度段階的に削減されていきます。

・合併特例債の発行期限が延長されたものの、発行限度額は従前どおりであり、平成 31 年度をもって交付税措置の手厚い優良債としての合併特例債がなくなります。

・普通交付税が減額されると、連動して標準財政規模が縮小するため、実質公債費比率など標準財政規模を分母とする多くの財政指標が悪化し、借入金に制約が課せられることが懸念されます。

【実質公債費比率の推移（普通会計※）】　　（長期財政見通し（平成 25 年 12 月策定）より）

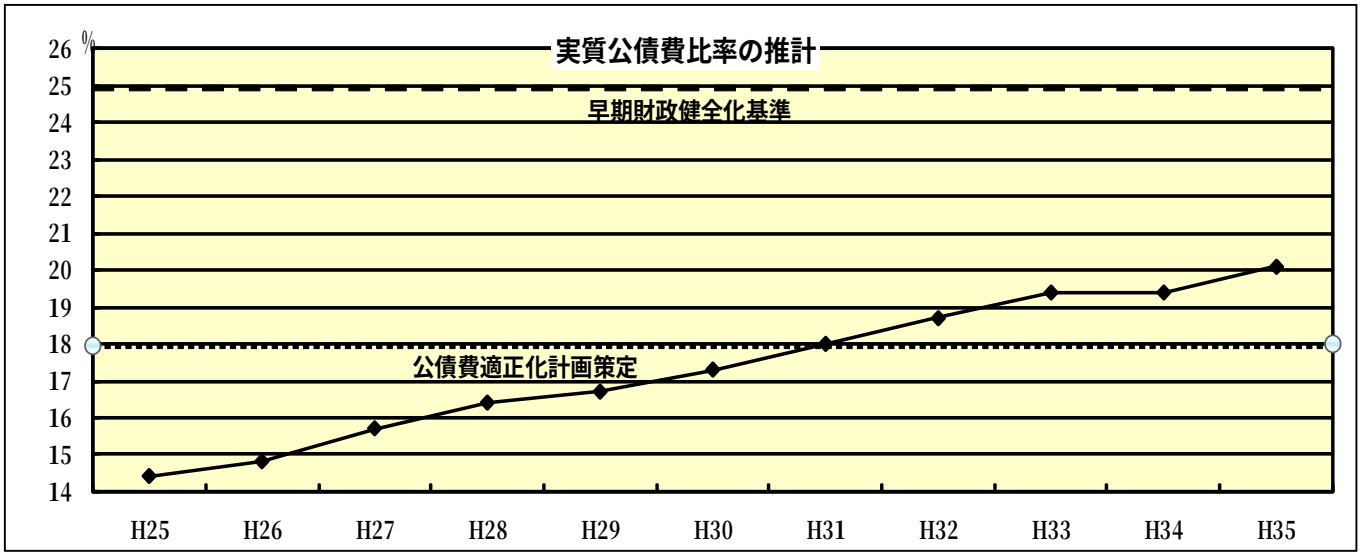

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
比率	14.4	14.8	15.7	16.4	16.7	17.3	18.0	18.7	19.4	19.4	20.1
比率(単年)	14.8	15.8	16.4	17.1	16.7	18.1	19.4	18.8	20.1	19.4	20.9

※普通会計:地方財政統計上の会計区分で、公営事業会計以外の全ての会計を純計（重複部分を除く）したもの。
当市では、一般会計、柵口温泉事業特別会計及び有線テレビ事業特別会計の純計。

【実質公債費比率について解説】

○実質公債費比率は、財政健全化判断比率の一つです。

・公債費適正化計画判断基準（実質公債費比率 18%以上）
⇒地方債の発行に国や県の許可が必要となります。

・早期健全化基準（実質公債費比率 25%以上）
⇒市の単独事業での地方債の発行が制限されます。

5　行政改革の基本方針

糸魚川市総合計画に掲げる「翠の交流都市　さわやか　すこやか　輝きのまち」の実現に向け、市民との協働のまちづくりを進めるとともに、簡素で効果的な行政体制の確立と財政基盤の強化を推進する必要があります。

一方、厳しい財政状況や変化の激しい社会経済環境に的確に対応するためには、管理中心の行政運営からコスト･スピード･成果を重視した行政経営に転換していくことが求められています。

また、「協働によるまちづくり」「分権時代にふさわしい組織づくり」については、行政改革の視点から項目を見直し、市民や企業、各種団体、行政が連携し「チーム糸魚川」としてそれぞれの立場で役割を果たし、地域づくりに積極的に参加する体制を目指し、引き続いて取り組んでいく必要があります。

市職員の意識改革をより強く推進し、地域課題や行政課題に積極的に取り組む職員を育てることで、各事業及び業務の目的を明確にするとともに組織として共有し、社会状況の変化に対応した業務の変革を推進する必要があります。

これらの課題に対応するため、**「コスト・スピード・成果を重視した行政経営」**を基本方針として糸魚川市第２次行政改革大綱及び実施計画を策定し、行政改革を積極的に推進します。

また、平成 25 年 12 月に長期財政見通し(平成 26 年度～平成 35 年度)を策定したことから、経済状況や環境の変化を的確にとらえ反映させるため、行政改革大綱を平成 26 年　月に改定を行います。

6　推進項目

行政改革の基本方針に基づき、次の５項目を推進項目とします。

（１）成果と効率を重視した事務・事業の推進

限られた財源のなかで、継続的に安定した質の高い行政サービスを提供するため「成果と効率を重視した事務・事業の推進」を進めます。

①　事務・事業の点検と改善

・PDCA サイクルにより、成果と効率を重視した事務・事業の点検、整理と統合、廃止、改善を図ります。

・行政サービスの維持向上を確保しつつ、事務事業の民間委託等を推進します。

・事業実施にあたっては、リスク管理を行いながらより円滑に事業を推進します。

②　補助金、負担金等の適正化と整理、再編

・補助金等については、公益性、行政負担のあり方、事業成果などの観点から精査し、適正化と整理、再編を行います。

推　進　項　目	取　組　内　容
①事務・事業の点検と改善	・成果を重視した事務事業の推進 ・効率的な事務事業の推進 ・職員提案による事務改善 ・合併未調整項目の早期調整 ・情報化による利便性の向上と効率化 ・行政窓口サービスの利便性の向上
②補助金、負担金等の適正化と整理、再編	・補助金、負担金等の適正化と整理、再編

（２）効率的な公共施設の管理運営

公共施設全般の適切な管理運営や市有財産の有効活用を図るため「効率的な公共施設の管理運営」を推進します。

① 公共施設の管理運営方法の見直し

・公共施設の全般にわたり適切な管理運営の在り方を検討し、民間活力を導入することがより有効な場合は、指定管理者制度、業務委託など民間活力の導入による管理運営を推進します。

・公共施設の定期的な安全点検を行い、耐震化、危険防止、安全性の向上を図ります。

・第三セクターは、更なる経営健全化と経営状況の情報公開を促進するとともに、経営状況の悪化が予想される場合は、抜本的な対策を検討します。

② 市有財産の有効利活用

・利用率の低い公共施設は、他の用途への転用を含めて有効利活用を検討します。

・未利用財産の売却、有効利活用について検討します。

推　進　項　目	取　組　内　容
①公共施設の管理運営方法の見直し	・指定管理者制度、業務委託など民間活力の導入による管理運営 ・民営化、民間譲渡の検討 ・第三セクターの見直し、健全経営
②市有財産の有効利活用	・公共施設の有効利用の向上 ・未利用財産の有効活用

（３）中長期的な財政計画に基づく財政運営

今後の厳しい財政状況に対応し、更なる健全財政を維持するため「中長期的な財政計画に基づく財政運営」を推進します。

① 健全な財政運営

・後年に多大な財政負担が発生しないよう、中長期的見通しに立った健全な財政運営を行います。

・市民にわかりやすい財政指標等により市の財政運営状況を公表します。

・市税や国民健康保険税をはじめ、各種徴収金の収納率向上を図ります。

② 受益者負担の適正化

・受益に対しては適正な負担を原則に、使用料、手数料、参加費など受益者負担の適正化を図ります。

③ 企業会計等の経営健全化

・企業会計、特別会計の経営の健全化を図ります。

推　進　項　目	取　組　内　容
①健全な財政運営	・中・長期的見通しに立った健全な運営 ・財政状況の公表とよりわかりやすい工夫 ・市税等各種徴収金収納率向上の取組
②受益者負担の適正化	・使用料、手数料、参加費等の適正化、公平化 ・土地の賃借料の適正化
③企業会計等の経営健全化	・企業会計、特別会計の経営の健全化 ・使用料等の定期的見直し ・下水道の未接続世帯の解消

（４）適正な定員管理と組織・機構の見直し

地方分権の推進、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため「適正な定員管理と組織・機構の見直し」を推進します。

①　定員管理と組織・機構の見直し

・定員適正化計画のなかで数値目標を掲げ、定員管理の適正化と総人件費の抑制を図ります。

・事業量や行政課題等を再点検し、組織・機構の見直し及び適正な人員配置を行います。

・課や係の枠を越えて、職員が相互に応援しあう体制を構築します。

・職員の能力が十分発揮できるよう能力本位、適材適所の任用を図るとともに、人事考課制度の活用を図ります。

・人材育成の観点で人事管理を行い、より専門性の高い知識、施策立案能力、課題解決能力をもった職員を育成します。

・職員一人一人が日常における市民活動への参加を通じて、市民の行政への考え方、見方を直接実感し、これを職務に反映するよう努めます。

②　職員給与・諸手当の適正化

・職員の能力、職責、業績など勤務成績を適正に給与へ反映させるため、人事考課制度を実施します。

・給与及び特殊勤務手当、退職手当などの諸手当の見直しを行います。

・時間外勤務手当については、組織・機構の見直し、職務能率の向上、事務事業の見直しと簡素化などによって削減を図ります。

③　事務チェック体制の確立

・事務チェック体制を確立し、適正な事務処理を進めます。

推　進　項　目	取　組　内　容
①定員管理と組織・機構の見直し	・定員適正化計画の見直し ・事務事業の見直し、公共施設等の民間委託等による職員の削減 ・組織・機構の見直し ・職員の資質向上 ・地域の団体活動、行事への職員の積極的参加
②職員給与・諸手当の適正化	・職員の勤務評価と給与等への反映 ・給与体系の見直し ・諸手当等の見直しと削減
③事務チェック体制の確立	・事務チェック体制の確立

（５）市民と行政の役割分担の再構築

市民と行政がともにまちづくりを担っていくため、お互いに情報を共有しながら「市民と行政の役割分担の再構築」を推進します。

①　各種団体の自主運営

・補助金の交付や事務支援を行っている各種団体については、自主運営を促進するとともに、団体の運営状況、活動実績、事業成果などの観点から、補助や支援の在り方を検討します。

②　地域密着型施設の地元管理

・地域生活に密着した市道、林道、農道、広場等の管理について、地域と行政との役割分担の導入検討を進めます。

推　進　項　目	取　組　内　容
①各種団体の自主運営	・団体の自主運営体制の強化 ・事務局支援の見直し
②地域密着型施設の地元管理	・市道、林道、農道、広場等管理における役割分担の導入検討 ・地域密着型施設の地元移管、地元管理の促進

7　行政改革の推進方法

（１）計画期間

・総合計画に合わせて行政改革を推進するため、平成 23 年度から平成 28 年度までの６か年間を計画期間として行政改革の取組を行います。

（２）推進方法

① 大綱の柔軟な見直し

・本大綱は、市の行政改革の基本となるものであり、社会情勢等に変化があった場合は、大綱を速やかに見直し行政改革を推進します。

② 実施計画の策定

・大綱に位置付けした行政改革を着実に推進するため、実施計画（３か年計画、毎年度ローリングで見直し）を策定します。

・実施計画は、改革の取組目標を可能な限り具体的に示し、PDCA サイクルにより進捗管理します。

③ 庁内体制

・市長を本部長とした「行政改革推進本部」を設置し、全ての職員が意識を新たに一丸となって行政改革に取り組みます。

・課題に応じて専門部会を設置し、関係部署の連携を密にして調査、検討、課題の克服に取り組みます。

④ 市民の理解と協力

・行政改革が真に実効をあげるためには、市民の理解と協力が必要であることから、行政改革の取組を公表し、市民の理解と協力のもとで着実な取組を推進します。

・「糸魚川市行政改革推進委員会」を設置し、広く市民の意見を取り入れながら行政改革を行います。

⑤ 市議会との連携

・行政改革の実施状況等を市議会に定期的に報告し、ともに連携しながら行政改革の推進に努めます。

※PDCA サイクルとは

Plan（計画）・Do（実施）・Check（検証）・Action（改善）の頭文字を取ったもので、計画から改善までを一環して行い、更にそれを次の計画へ活かす継続的な活動

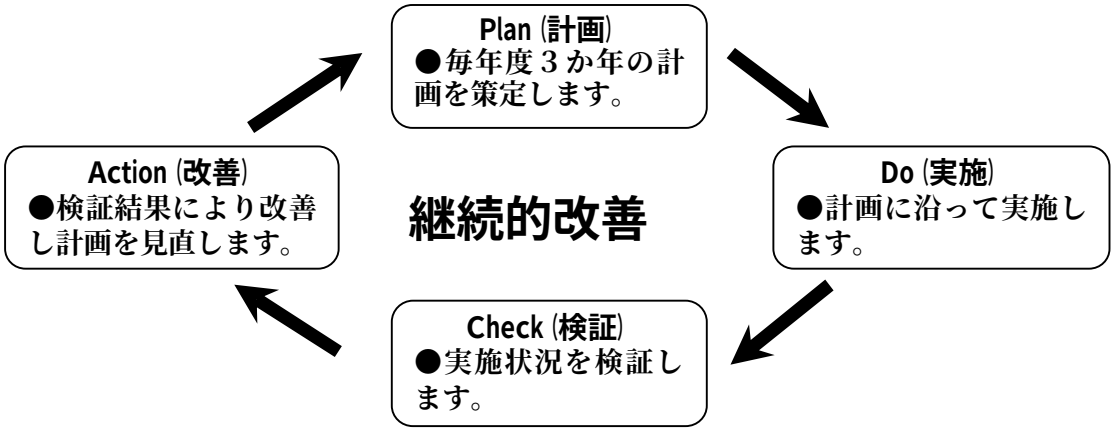

８　取組体制
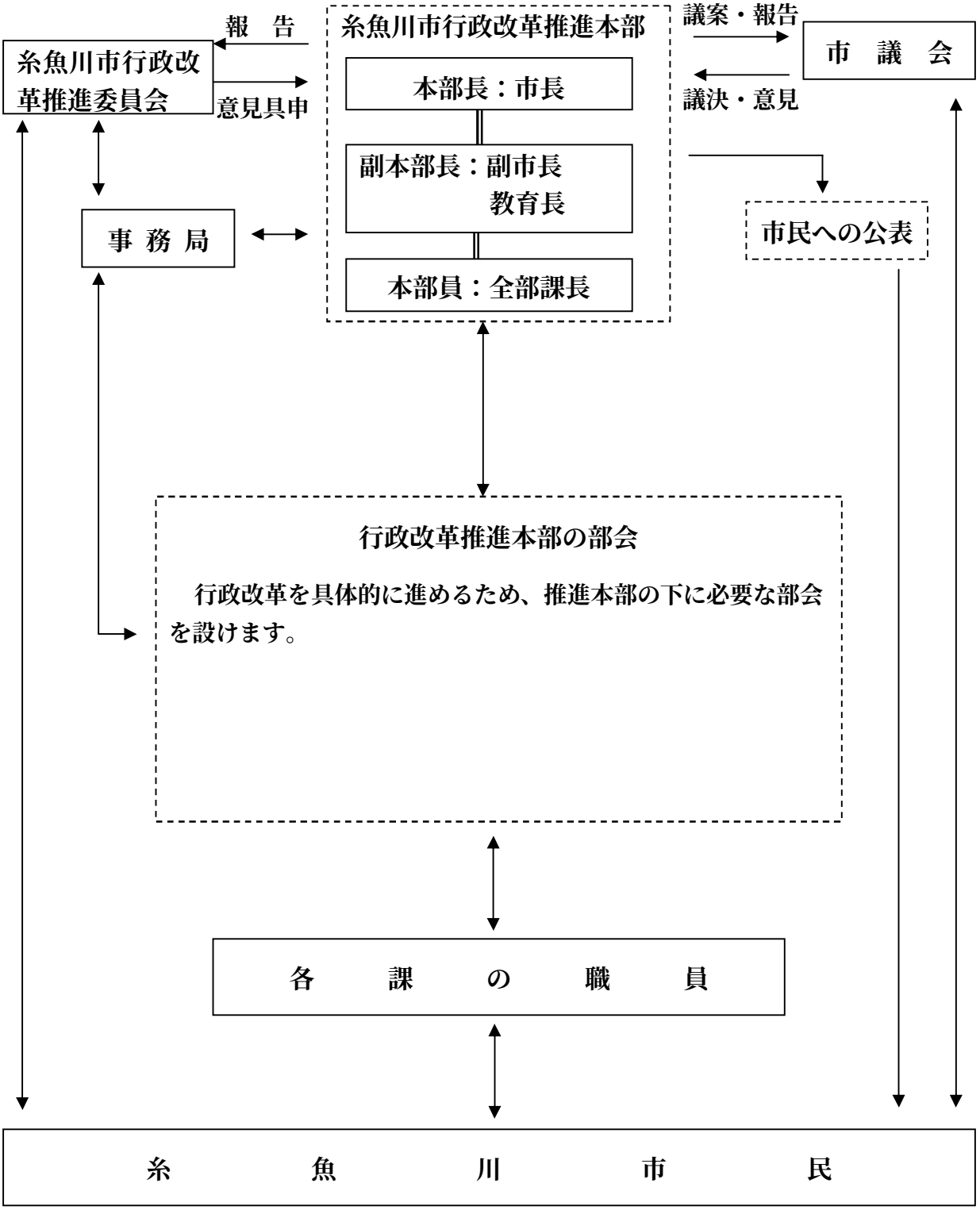
下図の体制を基本として、行政改革の取組を進めます。